

公民館子育て支援活動の現状と課題

—全国事例調査を通して—

今野 雅裕

(政策研究大学院大学)

工藤 日出夫

(生涯学習ゆめ・みらい研究所)

【要旨】

全国の都道府県・政令指定都市教育委員会の公民館担当社会教育主事を対象に、優れた子育て支援機能を発揮している公民館事業について選定・報告してもらった。多様な活動を確認する一方で、子育て支援機能を十分発揮できていない公民館担当者に、子育て支援の活動が公民館の主要な事業との意識が薄いということも推察された。今後は、家庭支援では自主グループの育成、それらによる事業の企画・運営の促進、福祉関連部局との連携などが、学校支援では、相互コミュニケーションの確保、公民館から学校への積極的提案などが、地域での青少年育成では、多くの人々が自然に集える場としての位置づけ、事業における市民ボランティアの活用、子ども自身の地域ボランティアとしての活動の一層の推進などが、課題と考えられる。

1. 公民館事例調査の概要

学校でのいじめ、不登校、学級崩壊、社会での非行、家庭でのしつけ・基本的生活習慣の欠如など、青少年の育成について憂慮される状況が続いている。また、学校・家庭・地域社会それぞれの教育力の低下が著しく、その間の連携協力も十分ではない。こうした中で、公民館の教育機能の飛躍的な充実が期待されている。

このため、社団法人全国公民館連合会が文部科学省の委嘱を受けて「公民館を『家庭教育の拠点』として機能強化を図るための方策に関する実証的調査研究」を行った。この調査研究では、公民館の持つ青少年教育機能をいかに創造し活性化させるのか、家庭教育支援を中心としながら、学校や他の教育施設との連携を視野に入れて、全国の優れた事業・活動の事例を収集・分析し、公民館活動の今後の方向性を具体的に提示しようとしたものである。本論文では、この調査研究結果の概要を報告するとともに、今後の公民館活動を進める上で必要な方策について考察し提言することとした。

調査研究では、今後の公民館が担うべき子育て支援機能を、①家庭教育への支援、②学校教育への支援、③地域社会での青少年育成機能発揮に大きく分け、さらにそれぞれの領域で今後公民館として具体的にどのような事業を行うことが必要かを検討し、領域ごとに十数項目の事業の目安を立てた。そして、その項目ごとに、管下の市区町村全体の公民館を見渡して優れた活動を展開していると考えられるものを(いわば主観に基づいて)、都道府県・政令指定都市教育委員会の公民館担当社会教育主事に選定し、報告してもらった。調査は、郵送によるアンケート方式で、平成12年9月から10月にかけて行った。

調査対象のすべての教育委員会から報告があった。このうち、東京都23区、川崎市、横

浜市、名古屋市、京都市、大阪市からは公民館を設置していない旨の回答(ただし関連施設での事例を報告してもらったところもある)となっている。

なお、本調査研究の結果は、(社)全国公民館連合会により「全国公民館子育て支援活動調査報告書」、「新しい公民館活動」として刊行され、さらに、収集された全事例は、(社)全国公民館連合会のホームページ上(www.kominkan.or.jp)で検索可能なデータベースの形で公開されている。

2. 公民館の家庭教育支援のための活動・事業

(1) 公民館での家庭教育関連事業の実施状況

平成11年度の社会教育調査報告によれば、平成10年度間の公民館で行われた講座・学級のうち「家庭教育・家庭生活」の占める割合は11.1%に止まっている。「教養の向上」の61.0%と比べると、また、その内数になっている「趣味・けいこごと」の36.9%と比べても、いかにも低いと言わざるを得ない。特に、現在、子ども達に躰や基本的な生活習慣が身につけていないなどと、家庭の教育力低下が憂慮され、公民館に対して家庭教育支援が強く求められるところとなっていることからすれば、この面での事業の充実が早急に求められるところであろう。

(2) 事業が活発に行われていない公民館でのその背景

ではなぜ、家庭教育支援のための活動が十分展開されていないのか。このことについて、本調査で、都道府県・指定都市の教育委員会の担当社会教育主事に意見を聞いている。事業が不活発な公民館での原因・背景について色々な見方が示されたが、大まかにまとめると、次のようなものであった。

1)「家庭教育支援は本来、本庁の社会教育課がやるべき事業で、公民館でやるべきものではない。」との担当者の意識が広く見られること。

これまで、公民館では主として中高年者のための趣味教養を中心とする事業を多く行ってきたおり、家庭教育支援にかかわるようなものは従来あまりやってこなかった。むしろ、それらは教育委員会の社会教育課・生涯学習課で行うことが多かった。このため、行政関係者にも住民にも家庭教育関係事業を公民館が行うことがあまり意識されてこなかったところが多い。公民館にそのための事業のノウハウ・プログラム・指導者などのネットワークが蓄積されてこなかったために、家庭教育支援のための事業がすぐには実施しにくい状況があるようである。

2)「公民館でやっても人が集まらないのでは。」との危惧の念が担当にあること。

仮に必要と考えて事業を企画しても、少子化で対象の保護者自体の数が少なくなっている、また、仕事を持つ保護者が多くなっているなどの事情で、多くの参加者を集められないのではと思いが担当者に強い。

家庭教育学級など事業を実施しているというところでも、実際には学校やPTAに任せ切りにしてしまっているところも多く、保護者のニーズを的確に捉えて企画する体制になっていないところも少なくない。事業実施に伴って、参加者のために保育施設や保育要員が必要になることもあったりで、準備が大変である。こうした種々の懸念が先に立ち、事業実施に至らないところもあるようである。

3)「首長部局で統括的に行われる傾向が出てきており、それとの連携がうまくできない。」との教育委員会と首長部局との連携実施の難しさを訴えるケースも多いこと。

青少年育成・子育て支援などは近年、母子保健担当課、女性センターなど首長部局に予算や事業が統括される傾向が出てきており、教育委員会とこれらの部局との連携協力の在り方が課題になってきている。一部の公民館では、首長部局で行われているのであれば、公民館でやらなくても良いのではないかとの考えが見られ、独自の積極的対応が疎かになる傾向が見られるようである。また、教育委員会・公民館に連携協力の意味があっても、他の部局と連携して仕事をすることに慣れていないという側面もあろう。

アンケートに現れたのはだいたい以上のような意見であったが、これとは別に大きな問題として、そもそも公民館つまり社会教育行政として、私事であるはずの家庭の教育にどう関わることができるのか、関わるべきなのか、十分な社会的コンセンサスができていないこともあるに違いないと思う。文部科学省では、既に、家庭でのしつけの在り方を盛り込んだ「家庭教育手帳」、「家庭教育ノート」、「家庭教育ビデオ」を作成・配付し、国立女性教育会館を通じて衛星通信による「家庭教育セミナー」の配信などを進めてきているが、併せて、家庭教育支援に対する行政の責任の範囲・程度についての指針を示す必要があるのではないか。子育ては、親にとって自分の子どもを育てるというもともと私事的な事柄であるとともに、一方では、将来、社会を担うことになる一人の子どもを育てるとしての責務も同時に持たざるを得ないことから、子どもの教育には私的であると同時に公共的な側面に関わらざるを得ない点もある。そこに行政の果たすべき役割があるはずである。平成12年月に当時の文部省は家庭教育支援の中核的役割を公民館に求め、その機能アップのための指導通知を発出しているが、こうした通知だけではなかなか現実の機能の向上は難しいと思われる。家庭教育支援の行政上の位置づけを明確にして、しかもその具体的な施策の選択肢を多様に提示することが必要になっているのではないか。

(3) 今後必要となる事業実施の観点

今後の公民館による、家庭での子育てへの支援に関しては、できるだけ行政主導ではなく、学習者が主体的に学習するのを支援するような形での事業が望ましいと考えられる。地域の人々が受け身でなく積極的な姿勢で、また、自らの学習成果を生かすような形で事業が行われているかという視点が大切である。同時に、保護者や地域の人々のネットワークが形成され、活性化していくことに繋げられるかという点も特に大切になるものと思われる。今後こうした観点からの活動が望まれる。こうしたことから調査項目でも、次のように設定している。

(受講者による事業の企画運営を推進する観点から)

○家庭教育学級などを受講者に企画運営させているか

○子育ての経験者等に支援してもらって事業を行っているか

(自主グループを育成・支援する観点から)

○自主的なグループの育成を行っているか

○PTAの活動を支援しているか

○父親の会を支援しているか

○子育て相談事業を行っているか

(関連部局との密接な連携協力を推進する観点から)

○保健所等他の機関との連携が行われているか

○家庭教育支援のための協議や懇談の場を設けているか

(親子対象の事業を拡充する観点から)

○親子対象の事業を実施しているか

○通学合宿の場となっているか

○保育ボランティアを制度化しているか

(4) 公民館の家庭教育支援事業拡充のための課題

1) 公民館が家庭教育支援のための重要な機関であることの認識強化が必要

公民館それぞれが、公民館の家庭教育支援機能についての意義付けを明確化にして、館の運営方針を立てる必要がある。そのためには、市区町村の教育委員会も、設置者として、このことに関する基本理念をまとめ、各公民館に明示的に指示、指導助言をすることが欠かせない。

これまで家庭教育に関しては特に公民館にこないような人たちをどう啓発していくのかが大きな課題となってきた。近年は就学時の健診、一歳6ヶ月健診、三歳児健診など色々な機会を捉えて、関係機関とも連携して、啓発機会を積極的に求めてきているが、こうした類の活動をもっと押し進める必要がある。

また、視野を広げて先進的事例を全国に求め、その成果をきちんと評価・確認し、事例の示すノウハウを多くの公民館で共有するようにしなければならない。従来、こうした努力が個別に行われることはあったが、システム化されてこなかったきらいがある。

2) 行政によるイニシアティブの推進

これからの活動の中心の一つが学習者による主導的な企画運営の促進ということだとしても、それによって行政によるイニシアティブの重要性が薄れるわけではない。むしろ、学習者の活動が前面に出るほど、行政担当者は全体をコーディネートする側に回らなければならない。自ら事業展開するよりも高度な能力が必要とされることも多いことであろう。そのためには、学習者に必要な具体的な情報を収集し提供することが大切になるし、学習者とともにプログラム開発を行ったりすることも要請されよう。また、財政が極めて逼迫した状況にあって予算獲得は至難の技ともいう時代になっているが、しかし必要な場合には、事業費をどうしても措置しなければならないときもある。やはり予算措置は行政責任を果たすべき最大の課題であるとしなければならないと思われる。

また、行政内部では関連部局間の連携調整の強化が最大の課題になっているといつてよい。子ども、女性関連の予算や補助事業なども首長部局の児童課、青少年課や女性課などに集約される傾向が見られる。しかし、実際に地域の子どもや保護者などを直接結びついている行政の度合いは教育委員会サイドが極めて強く、予算や所掌を別にしても、事業推進そのものには教育委員会や公民館が関与せざるを得ないことが多い。こうしたことから、実質的な連携協力の体制が早急に取られる必要がある。ところが、今回の調査でも窺えることだが、それがなかなかうまくいっていないところが多いようだ。直接の担当者の努力はもちろんであるが、行政各部局トップの強い意思表示、指導力が求められている。

(5) 報告事例の中から

報告された事例にあつては、各公民館において、「学習者主導の事業の企画・実施」、「自主的なグループの育成・支援」、「多様な連携の推進」は当然のこととしてめざされ、実施されている。こうした事例が一部の先進的な公民館だけでなく、どこの公民館でもめざされ、実施されるようになることが求められる。特に目立った事例を紹介するとすれば、以下のような例が挙げられる。

<受講者代表に企画させるなど地域の人々の積極的な活動を推進している例として>

○新潟市坂井輪地区公民館「企画委員会」

乳児期・幼児期・児童期・思春期の各期にわたり内容を体系化。

前年度の受講生などから4-5人が企画委員になり、開級までに5-10回の企画会議を開催。公民館職員との検討会を経て開講する。

単なる受講に止まらず、話し合い・ワークショップを導入し積極的な学習活動にする。毎回ポストイットに一言メモで気のついたこと・思ったことを書いてもらい、館として常に学習者の意向を把握するように努めている。

<自主グループを育成する事業を目的的に行っている例として>

○福島県郡山市家庭教育支援センター「家庭教育地域サークル支援事業」

センター事業への参加者拡大をねらい、

(1) 夜間などに各地域に出向いて行って家庭教育特設講座を実施する。

(2) 自主サークルの立ち上げを支援する。

① 家庭教育リーダー養成講座

② 家庭教育地域サークル自主講座

リーダー講座修了者を中心に結成された自主サークルに対し、助言や諸謝金・旅費等の予算的支援を行う。現在、「美穂田地域家庭サークル」、「ラメール」、「Mother☆らっせ」などが活動。

<公民館の活動を、自主的な組織に委ねて運営している例として>

○大阪府貝塚市中央公民館と「貝塚子育てネットワークの会」

大阪府貝塚市立中央公民館では、家庭教育・子育て関連の事業を、公民館事業をきっかけとして生まれた「貝塚子育てネットワークの会」が企画運営している(形態は会の主催事業を公民館が共催・後援する形で)。

会は、5つの部会と会全体で事業を実施している。

◇「乳幼児部会」;「子育て広場」を春秋計9回。交流会、座談会、レクリエーション、運動会等

◇「幼稚園児部会」;講演・懇談(お稽古ごと、こどもの視点など)、レクリエーション

◇「小学生部会」;講演・懇談(子どもの荒れ、基礎学力、絵本、心など)

◇「中高生部会」;講演・懇談(学校教育改革、受験、ゆとり教育など)

◇「プレイパーク事業」;自分の責任で自由に遊ぶ「冒険遊び場づくり」年間4回延べ十数日

◇「全体」;パネルディスカッション・映画・演劇・まちづくり支援など

また、この会は、貝塚市立第一中学校の選択授業「子どもを知ろう」のなかで、「ふれあい体験『幼児と遊ぼう』」の時間に会員の乳幼児親子が参加し、交流・指導を行っている

る。

3. 公民館の学校教育支援のための活動・事業

(1) 学社融合事業の推進状況

平成8年生涯学習審議会答申「地域における生涯学習機会の充実方策について」の中で初めて提唱された。既に調査時点までに4年が経過しているが、答申で示された理念にぴったり合致する活動はそれほど多くない。しかし、答申でも、従来の連携のもっとも進んだ形態ということも言われているとおり、かなり緊密に連携がなされているものは融合と呼んで差し支えないものであるし、特に学校支援ボランティアなどはかなり広くどの学校でも普通に見られるようになってきており、そうした意味では、ある程度融合も進んできているとも言えよう。今回の調査では、優れた活動を選定して提供してもらっただけなので、必ずしも、提供された事例の数量的な分類は意味がないが、しかし、事例はほとんど従来で言うところの連携・協力事業に属すべきものがほとんどであることから、典型的な融合事業はまだまだ全国的にはさほど多くないものと推量される。

(2) 融合事業が活発に行われていない公民館でのその背景

学社融合事業が十分展開されていないところでは、何が原因になっているのか。都道府県・指定都市の教育委員会の担当社会教育主事の見方には色々あるが大まかにまとめてみると、次のようなものであった。

1) 「連携・協議の場づくり」ができていないこと。

学校と公民館の間に懇談・連携・協議する場がないため、両者の間でコミュニケーションがとれないことが原因とするものが最も多かった。公民館・学校とも、それぞれ学社連携・学社融合の必要性は認識しているものの、話し合う共通の場がないことによって、具体的な連携の形にならない状況にあることが指摘されている。この状況を改善できない理由に、公民館側からは学校側の閉鎖性を上げる傾向があるが、公民館の方でも必ずしも積極的に学校に呼びかけようとする強い意志も見られないことから、結局、状況が改善されないままになっているとの構図が窺える。

2) 「学校・公民館とも相手についての情報」がないこと。

特別に学校と公民館のための協議の場がなくても、日常の交流があれば、それぞれの機関で抱えている課題、連携するに足る事業などについて、おおよその相手方の意向などもつかめるものであるが、現実には、それぞれ独自の機関としての役割意識が強く、相互の理解が不十分であることが多い。また、学社融合の考え方、方法等についても、総論は別としても、実践的・具体的な検討は進んでいない。相互の情報交換が不十分な状況にあるようである。

(3) 今後必要となる事業実施の観点

学校と公民館が融合・協働して何らかの事業を行うことが望まれるが、そのためには日頃から相互の意思疎通を進めることも必要になると思われる。融合事業の実施に関わっては、今後、次のような観点からの活動が望まれると考えられる。

(多様な形態での融合事業を展開させる観点から)

- 公民館事業と学校授業等が融合実施されているか
- 公民館職員が学校支援ボランティアになっているか
- 公民館が地域住民を支援ボランティアとして学校に紹介斡旋しているか
- 公民館が学校の諸活動を何らかの形で支援しているか

(円滑で恒常的な意思疎通を進める観点から)

- 職員が学校評議会等へ参加しているか
- 公民館の事業が学校に情報提供されているか
- 学校と公民館の協議会等をもっているか
- 学校と公民館が合築されているか

(4)学社融合事業を進めるための課題

1)学社融合の具体的なメリットを確認すること

一般的に言えば、以下のようなメリットが双方に出てくるものと考えられる。

(学校側から見た場合)

- 質の高い教育を提供することができる
- 児童生徒の学習意欲を高めることができる
- 困難な教育活動が、地域の教育力を導入することにより、容易にしかも効果的に実践できるようになる(総合的な学習の時間など)
- 教員にゆとりが生まれ、児童生徒により密接に関わることができるようになる

(地域・社会教育の側から見た場合)

- 多くの子ども達を対象にすることにより、指導者・関係者に大きな使命感・達成感を与えることができる。(学習者に、身近でやりがいのある学習成果活用を提供することができる。)
- 子ども達という新たな対象者を得ることにより、活動の範囲が広がり、活動における新しい工夫・ノウハウが開発され、社会教育活動の充実・活性化に繋がる。
- 社会教育施設等における一種のアウトリーチ活動の展開と考えられ、その意味で、本来の活動の充実を図ることに繋がることになる。
- 子ども達にとって社会教育体験のよい経験になり、将来、自ら社会教育活動に参加するためには絶好の準備の機会となる。
- 社会教育の意義を社会にアピールする絶好の機会になる。

こうした一般的なメリットを、事業に応じて関係者が具体的に実感できるようにしなければならない。そのためには、双方が相手のために活動をするというのではなく、自らのために行う活動であるという位置づけをはっきりさせることが涵養である。融合・連携そのものが大切なわけではなく、融合・連携によって得られる成果が貴重だということのだから。

2)双方の理解と協力の可能性を探るための場を作ること

双方のメリットをどう認識するか、そのためには、双方の融合・連携の必要性・期待する成果などについて、学校支援委員会、学社融合委員会、学社合同委員会などの組織を作って、予め検討し合うことが必要である。双方の意向、条件、求める結果などをはっきり主張し、お互いに連携の可能性、必要性を確認できるようにすることが必要である。

3)融合の進め方を明確にしておくこと

次に、融合・連携の手順を明らかにしておくことも大切である。学校サイドから見ると、一般には次のような段取りを踏むことが確実に成果を挙げることに繋がるものと考えられる。(公民館サイドから見ても本質的には同じことになろう)

①学校として、融合したい教育課題を明らかにする。

これからの学校教育を進める上で、困ることや大変だなと思うところがないか、その中で、地域の人々から支援が受けられることがないかについて、学校自らが考察する。

②協働できる相手を探す。

必要性があるとした場合、誰と融合・連携できるか、適切な相手を探す。地域の人々とのつながりが深い社会教育行政担当者や公民館等社会教育施設の担当者と相談する。

③協働組織を編成する。

担当教師と融合・連携相手である地域の人と連携実施のための組織を作る。学校支援委員会などと名前をつける。その代表者には教員より地域の人を据えた方がうまくいく場合が多い。

④計画(年間、学習指導案)を学校支援委員会で作る。

初めの段階から一緒に計画を作成し一緒に実行していくのが良い。決定に関わらなければ、やる気が高まらない。

⑤常に協力しながらの実践を心がける。

⑥授業研究、事業評価など最後まで一緒に事業を遂行する。

4)学校からの申し出を待つばかりでなく、公民館自らがプログラムを立案し、学校側に提案するようにすること

公民館のこれまでの活動ノウハウ、指導者等を結集させて、魅力的なプログラムを作成・用意し、学校側に提示することが望まれる。学校は、総合的な学習の時間の実施など、地域との融合・連携が必要になるような場合でも、積極的に自ら社会教育サイドに働きかけてくるのはまだ決して多くない。むしろ、公民館側から学校側に具体的な活動プログラムを提示することによって、学校の検討が実際に起こり、現実の融合事業を始める契機になることが多いと考えられる。

また、学社融合事業の実施は、公民館の力量を社会にはっきりと晒すことにもなるわけで、改めて公民館が社会から評価を受けるか逆に落としてしまうか、今後の生き残りの試金石となる機会でもあることに思いをいたさなければならない。必ず成功させるという意気込みと、周到な準備、ねばり強い行動で、着実に成果を挙げるようにしなければならない。

(5)報告事例の中から

調査では学社融合事業として多くの事例が寄せられたが、取組が始められてから間がないこともあり、従来からの連携・協力の事業といったものがほとんどで、典型的に学校教育活動と社会教育活動が融合的に行われているというものは必ずしも多くはなかった。今後の早急な進展が期待される場所である。特に目立った事例をあげるとすれば次のようである。

<学校の授業を学校と公民館で共同で実施しているケースとして>

○熊本県小川町立海東小学校「寺子屋教室(公民館学習)」

1/2年生は生活科1時間、学校創意時間1時間、算数1時間(1回あたり)

3/6年生は総合学習1時間、学校創意時間1時間、算数1時間(1回あたり)
各公民館を学習の場とする。教育課程に位置づけられた活動。(第1/3土曜日5回合計
15時間)。内容; 峠の石清水の見学・由来など、お年寄りとグランド・ゴルフ、ゴミの
出し方、砂川の生き物調べ、地域の自然や歴史、かかしづくりなど。算数は、ドリル
を異学年交流で。指導;保護者や地域の有志の方が中心に。

○島根県海士町中央公民館「わくわく保育」

中央公民館の「母と子のわくわくタイム」と中学校技術・家庭科の保育の授業とを共同
で実施した。理論だけでなく実際に乳幼児に触れてもらえるよう、また、お母さん方
から子育ての話が聞けるよう計画した。

<事前学習>・保健婦より乳児と幼児の違いについて、離乳食、おやつ必要性につ
いて学ぶ。

・「七夕・ミニ運動会」を企画・立案する。

・「わくわく」に合った手作りおやつを保健婦より指導。

<準備>・手作りの案内状を生徒が各家庭に配布。

<七夕・ミニ運動会>・おやつづくり班、運動会班に分かれて運営する。

・母親から子育ての話聞き、子どもと一緒に遊ぶ。

<住民ボランティアを学校の活動に結びつける仕組みを作っている例として>

○山形県戸沢村 中央公民館「学社連携・融合推進事業」

「学社融合主事」を配置することにより、地域の人材をバンクに登録させ、地域人材を
活用した学習の取組を進めるとともに、学校支援ボランティアとして地域人材を学
校に紹介し斡旋する。

<公民館情報が子ども達に教員を通して伝えられる仕組みを作っている例として>

○埼玉県越生町中央公民館「生涯学習担当教諭の設置」

小・中学校に生涯学習担当教諭がおかれており、青少年育成にかかわる公民館での事
業については、この教諭を通して、児童生徒に情報の周知が図られる。

<教育委員会事業の一環で学校と公民館との連携組織が作られている例として>

○滋賀県草津市「地域協働合校推進委員会」

草津市が行う地域協働合校推進事業(学社融合による地域学習社会づくりをめざす)の
一環で実施する会で、各公民館と学校とで設置し、公民館が事務局を担当する。

こうした会を通し、南笠東小学校PTAは授業に参画(合同楽器演奏、平和について子ど
もと懇談)。玉川公民館、笠縫公民館では、体験合校委員会により3泊4日体験合校、
公民館で生活体験活動を実施する。

わんぱくプラザ推進事業として、12公民館で10回の事業を実施。

志津、老上、玉川公民館では公民館講座(菊づくり、環境講座)に小中学生も参加。

4. 地域の青少年育成のための活動・事業

(1) 事業の現状

平成11年度の社会教育調査報告によれば、平成10年度間に公民館で行われた講座・学級
のうち、「青少年対象」の学級・講座の占める割合は、全体の12.1%に止まっている。子ど
もに対する公民館の教育力の発揮がかつてなく期待されている現状からは、家庭教育支援

事業と同じように、早急な事業の拡充が望まれるところとなっている。

(2) 事業が活発に行われていない公民館でのその背景

各都道府県・政令指定都市の担当社会教育主事の見方では、事業の不活発な公民館でのその原因・背景については、概ね以下のような内容が報告されている。

1)「青少年育成が、公民館の活動として十分に位置づけられていない」公民館が少なくないこと。

青少年育成事業は、教育委員会の社会教育課または生涯学習課で行われることが多く、必ずしも各公民館が当然に行うべき事業と意識されていないことが多いようである。さらに最近では、首長部局の児童福祉担当課などに事業や予算が集約される傾向もあり、そちらの方でやられているなら、あえて公民館でやらなくてもという意識も見られるようになってきているようである。事業を公民館で行う場合でも、密接な連携なしに、実際の活動そのものを子ども会や育成会など任せきりにしているケースもあるし、また、公民館の施設設備自体が子どもの利用を前提としたものになっていない面(子どもが自由に使えるスペース、道具などが用意されていないなど)もあり、子どもに配慮した活動を進めにくいという点も見逃せないだろう。

2)「青少年育成活動のためのリーダー」を十分把握していないこと。

青少年育成にかかる活動事業は民間の団体で多様に行われている。公民館で青少年育成のための事業を展開する場合には、そうした民間のグループ・団体との連携・協力関係の維持が欠かせない。しかし、公民館では、日常、そうした団体の動きについて十分に把握していないことも多いし、実際の連携がとられていないことも多い。子どものための事業実施の場合には、特に、指導者、リーダーが大切な要素になるが、コネクションも情報も不足している現状があるようだ。そのためか、小学生はまだしも、高校生以上となるとそれを対象とした事業はごくごく少ないという状況にある。最近では、塾、テレビゲームなどにより、子どもは公民館に来ないというあきらめが担当者に広がる傾向も見られるようである。

(3) 今後必要となる事業の観点

これからの公民館として青少年育成に関連して特に求められるであろう事業を想定し、それを調査の際の項目とした。今後の公民館の具体事業展開は以下のような観点到配慮されて実施される必要があるものと考ええる。

(子ども達の交流の場の確保・拡充させる観点から)

- 子どもが運営管理する部屋があるか
- インターネット・メールができるパソコン設備があるか
- 子ども同士を交流させる事業をやっているか
- 子どもと大学生などを交流させる事業をやっているか

(子どもを主体にした事業の計画実施を推進する観点から)

- 子どもが企画運営する事業を行っているか
- 子どもが地域でボランティア活動をするような事業を行っているか

(地域との連携を一層強める観点から)

- 子どもの事業実施に当たり、地域からボランティアを募集しているか

- 児童館などとの連携を行っているか
- 地域ぐるみでの活動に参加しているか
- 地域への情報提供、地域からの相談への対応をしているか

(4) 地域における青少年育成機能の拡充のための課題

1) 公民館の青少年育成機能の明確化

公民館は地域の青少年のための教育機関であるとの位置づけを行政として改めて明確にする必要がある。同時に、それを実行するための有効な施策を構想することが大切である。先進的事例を参考にしつつ、地域の状況を勘案して、独自の施策を作成すること。その場合、教育委員会事務局と児童福祉関係部局との連携が図られるよう、行政上の仕組みを作ることも考えられなければならない。

2) 子どものたまり場に

公民館はきちんと改まって活動する場であり、子どもが日頃集まって遊ぶところではないというイメージが強くなり過ぎていることがある。一方で、子ども達は地域に集える場がなくなり、ゲームセンターやコンビニでしか友達とたむろできないという状況にもある。こうした中では、公民館こそ、何も用事がなくても、いつでもふらっと寄れて、誰かと会えるという場所になる必要がある。こうした配慮から、施設設備の整備、利用の仕方の改善が求められる。

3) 指導者の発掘、養成、活動の場の提供、奨励・顕彰

公民館として、子どものための事業を多様に展開するためには、関係団体・グループの優れた指導者を如何に多く確保することができるかが鍵になる。そうした観点から日頃、指導者として優れた人、そうなりそうな人を探し、養成をして、ネットワークを作っておくことが求められる。そうした人には、できるだけ多くの活動の機会を与え、学習の成果を活用してもらうように心がけることが大切になる。また、積極的に他の団体や機関に紹介したり、公民館としてそうした人を表彰など顕彰する機会を積極的に作ることも考える必要がある。

4) 指導助言者としての青少年の役割確保、子どものボランティア促進

子どもについては、いつも事業の対象とするばかりではなく、指導する側に位置づけて事業活動を組むことも考えられるべきである。活動の指導助言者やボランティアとして積極的な役割を与えることが計画されてもよい。そうした活動を通じて、子ども達の著しい成長がみられるとしている事例もある。

(5) 報告事例の中から

項目に該当する事例の中から特に優れた事例を選考して報告してもらうという調査のやり方からすれば、報告件数そのものにはあまり意味がないが、子どもが自主的に施設の一部を管理し交流しているというものが73例も報告されたことは注目し得る。「子どものたまり場」としての公民館の機能について理解・必要性の認識が高まりつつあることの証左と思われる。特に、インターネット・メールを自由に使えるパソコン設備があるというのが32例で、全般的に公民館の情報化が今後の大きな課題になっていることを鑑みれば、むしろ意外なほどである。子ども自身による企画運営も40例ほど見られている。逆に、児

童館などの他の施設との連携は、従来から必要が言われ続けてきたことからすると40事例と多くはなく、本来ならもっと多く出てきても然るべきかと思われる。他機関との連携はどの場合(家庭教育支援・学社融合)でも、公民館の共通の課題になっているようである。

特に目立った事例を紹介するとすれば、以下のような例が挙げられる。

<子ども達が公民館に自由に集って活動している例として>

○北海道斜里町「ゆめホール」

子ども同志の勉強会や話し合いに利用できる、申込不要の「団体活動室」

高校生がバンド練習に利用できる「リハーサル室」

小学生や幼児(親子で)利用できる「子ども室」を設置している。

○岡山県岡山市 中央公民館「ミュージックJAM」

中高生を対象とした講座「ミュージックJAM」では、高校生がリードするかたちで、参加者自らが企画・運営を行って実施している。

毎週金曜日と第2/4土曜日の各2時間に公民館の1室を開放し、音楽の情報交換や楽器の練習を認めている。

<インターネット利用を可能にして子ども達を引きつけている例として>

○岡山県新見市 まなび広場にいみ「ニューメディアフロア」

ビデオ編集ができるメディア工房やパソコン教室などからなる「ニューメディアフロア」を設置。登録すれば、小中学生がいつでも自由にインターネットやパソコン体験ができるようになっている。ゲームソフトも使える。

小学校低学年の親子対象のパソコン教室も予定。

<中学生ボランティアが小学生のための事業を進めている例として>

○静岡県浜松市 県居公民館

夏休みの4日間、公民館を舞台に、小学生を対象とした様々なイベントが行われる。

中学生からなる実行委員会が企画する。当日も多数の中学生がボランティアで参加。

公民館の生涯学習ボランティア組織が実行委員会をサポートしている。

教育委員会の地域ぐるみの事業に主要な役割を持って参加している例として

○岡山県加茂川町「よるの協育委員会事業」

各小学校に委員会を置いて、事業を実施させる。

「子ども地域サークル」では、月1回程度、親子で参加し、天文、切り絵、スポーツ、自然体験などを行う。子育て支援「あいあい」広場では、幼稚園空き教室を開放し月2回、3歳児以下の幼児を対象に、ふれあい活動や子育て相談事業を実施。

また、通学宿泊体験活動を7泊8日で実施するほか、学校図書館の一般開放事業も、学校支援ボランティア(20名登録)派遣事業で実施している。